

埼玉県指定無形民俗文化財

貴布禰神社神楽を御奉納

令和五年四月三日



貴布禰神社

春の例大祭



当日は社務所にて、
年二回の御朱印所を開設致します



貴布禰神社 御由緒

御祭神 高禰神

弘仁年間（810-824年）の飢饉に際してこの地にいた穂積君が天を仰ぎ神様へ祈り、その願いが通じ慈雨に恵まれ、また泉が湧き出したことに喜び感謝するために社を築いたと伝えられている。境内には八坂神社があり、太神宮、熊野社、稲荷社、諏訪社、天王社がある。井上耕地では「きぶね様」と呼ばれ親しまれている。

貴布禰神楽

文化年間（1804-1818年）に貴布禰神社宮司官川和泉守と耕地の世話役らが江戸へ出て、直接手ほどきを受け、井上耕地に伝えた神楽。昭和42年に当時の神楽師四名が県の無形文化財に指定され、昭和52年に貴布禰神楽が県無形民俗文化財に指定された。舞は神事としての厳かさがあり、一方で里神楽の娯楽という側面では口ずさみたくなる軽妙を伴う舞もある。